

税制・社会保障制度を巡る主な動き

平成 16 年 7 月 1 日
内閣府男女共同参画局

1. 政府税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(抄)(平成 14 年 6 月)
…1
2. 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」(抄)
(平成 14 年 6 月 25 日閣議決定) ……4
3. 男女共同参画会議影響調査専門調査会会長「「あるべき税制の構築に向けた基本方針」への意見」(平成 14 年 8 月 30 日) ……7
4. 石・政府税制調査会会長記者会見要旨(抄)
(平成 14 年 8 月 30 日基礎問題小委員会後) ……8
5. 政府税制調査会「平成 15 年度における税制改革についての答申—あるべき税制の構築に向けて—」(抄)(平成 14 年 11 月 19 日) ……10
6. 「平成 15 年度税制改正の要綱」(抄)
(平成 15 年 1 月 17 日閣議決定。関連法は同 3 月 28 日に可決・成立。) ……13
7. 参議院予算委員会における財務大臣答弁(抄)
(第 156 回国会：平成 15 年 3 月 7 日) ……14
8. 厚生労働省「年金改革の骨格に関する方向性と論点(要約)」(抄)
(平成 14 年 12 月 5 日) ……16
9. 政府税制調査会「少子・高齢化における税制のあり方」(抄)
(平成 15 年 6 月 17 日) ……17
10. 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」(抄)
(平成 15 年 6 月 27 日閣議決定) ……21
11. 社会保障審議会年金部会「年金制度改正に関する意見」(抄)(平成 15 年 9 月)
……23
12. 「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて(厚生労働省案)」の概要 …34
13. 政府税制調査会「平成 16 年度の税制改正に関する答申」(抄)
(平成 15 年 12 月) ……37
14. 「平成 16 年度地方税制改正(案)要旨」(抄)(平成 15 年 12 月) ……38
15. 男女共同参画会議影響調査専門調査会「個人住民税均等割の見直しについて」
(平成 16 年 1 月 26 日) ……39
16. 平成 15 年度税制改正に関連した「少子化対策の施策」の概要(厚生労働省) …40
17. 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」(抄)
(平成 16 年 6 月 3 日閣議決定) ……42
18. 年金制度改革の概要(国民年金法の一部を改正する法律)(2004 年 6 月) …43
19. 「わが国経済社会の構造変化の「実像」について～「量」から「質」へ、そして「標準」から「多様」へ～」(政府税調基礎問題小委員会とりまとめ(平成 16 年 6 月 22 日))
……48

政府税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(抄)
(平成14年6月)

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(1)基本的考え方 ー広く公平に負担を分かち合う

①諸控除

「ロ. 諸控除の見直しに当っては、男女共同参画社会の進展や雇用慣行の変化等のライフスタイルの多様化、少子・高齢化の進展といった構造変化に対し、税負担に歪みが生じないような、また、経済社会の中で行われる個々人の自由な選択に介入しないような中立的な税制とすることも重要である。」

②税率構造

「・・・これ以上の税率の引き下げは適当でない。・・・」

(2)諸控除の見直し

①家族に関する控除

イ. 人的控除の簡素化・集約化

「(イ) 所得税・個人住民税においては、家族構成など個々人の生活上の事情を納税者の担税力の減殺要因とみて、様々な人的控除等を設けている。これらについては、以下の点を考慮し、(1)①で述べた視点から検討されるべきである。

a 制度創設時と比べ社会保障や教育等の分野において各種の「インフラ」が整備されてきている一方、個々人の生活上の事情は様々であり、税制で個別に配慮することには自ずと限界があるほか、生活が豊かになり、配慮すべき事情についての国民の価値観も多様化していること

b 割増・加算措置が追加されてきた結果、本人に係る控除に比べ家族に係る控除の方が大きくなっており、また制度が複雑になっていること

(ロ) 具体的には、次のような適正化措置を講じることにより、基本的には、家族に関する控除を基礎控除、配偶者控除、扶養控除に簡素化・集約化すべきと考える。

a 特定扶養控除、老人扶養控除等の様々な割増・加算措置、勤労学生控除や寡婦（夫）控除等の特別な人的控除は、廃止を含め、制度をできる限り簡素化すべきと考える。なお、障害者控除のように真に配慮

が必要な者についての控除については引き続き存置する。

- b 配偶者特別控除については、配偶者の収入の増加に応じて世帯主本人の控除額が減少する仕組みがとられていることにより、パート労働者の就労調整の原因とされる世帯の税引後手取りの逆転現象は税制上解消されている。しかしながら、配偶者控除の上乗せという仕組みであるため、配偶者については世帯主本人に二つの控除が適用されることとなり、本人や、他の扶養親族に係る配慮とバランスを失することとなっている。また、男女共同参画社会の形成の観点からは、男女の社会における活動の選択に対し中立でないという指摘も多い。これらを踏まえれば、配偶者特別控除については、基本的に制度を廃止することが考えられる。なお、その際、税引き後手取りの逆転現象について税制上何らかの配慮は必要であろう。

ロ. 人的控除の基本構造の更なる見直し

次に、これらの 3 控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除）からなる人的控除の基本構造の更なる見直しについては、論点を明確化するため、あえて次の三つの異なる考え方を示し、国民の議論に付したい。

この際、考え方 2 または考え方 3 のように、配偶者控除や扶養控除を廃止する場合には、基礎控除を拡充することをあわせ考慮に入れる。（考え方 1－基礎控除、配偶者控除、扶養控除の三つの人的控除で構成する）

扶養による担税力の減殺に配慮するという、現行の人的控除の趣旨を踏まえたもの。さらに、配偶者と扶養親族の区別をなくすことにより、「家族控除（仮称）」と基礎控除の二つに集約する案もある。ただし、男女共同参画社会の形成の観点からは、配偶者特別控除の廃止（前述）にとどまらず、配偶者控除そのものも廃止すべきとの意見もある。

（考え方 2－配偶者控除を廃止するとともに、扶養控除については児童及び老齢の親族のみに対象を限定する）

基本的には、本人の基礎控除のみとするとの考え方に基づくもの。成人は自ら就労して所得を稼得し、自らに基礎控除を適用する可能性を持つため、これを扶養する者について扶養控除の適用を認めない。しかし、児童及び老齢の親族については、就労する機会も乏しく、自らに基礎控除を適用する可能性が少ないことから、扶養控除として取り込むという趣旨。扶養に伴う担税力の減殺に配慮しないことに加え、親族が一定の年齢に達するだけで本

人の税負担が急変してしまうなどの問題がある。
(考え方 3—配偶者控除及び扶養控除を廃止する一方、児童の扶養について税額控除を設ける)

本人の基礎控除のみとするとの考え方を徹底しつつ、別途、児童の養育に対し、税額控除という形で配慮するもの。所得控除と異なり、所得の多寡にかかわらず同等の配慮が可能となる（ただし、非納税者には及ばない）。他方、扶養に伴う担税力の減殺を全く認めないといった考え方は個人所得課税制度になじみにくく、また、他の所得控除と税額控除が混在することとなるため制度として複雑になる。

(3)個人住民税のあり方

③均等割

「また、生計同一の妻に対する非課税措置については、男女共同参画社会の進展を踏まえ、個人単位課税の観点からそのあり方を見直す必要がある。」

(注1) 下線は、内閣府男女共同参画局。

(注2) ・地方税法第24条の5第4項「道府県は、当該道府県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに対しては、均等割を課することができない。」

・地方税法第295条第4項「市町村は、当該市町村内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で当該市町村内に住所を有するものに対しては、均等割を課することができない。」

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」（抄）
（平成 14 年 6 月 25 日閣議決定）

第 2 部 経済活性化戦略

1. 経済活性化戦略の基本的考え方

（高齢者、女性、若者等が、ともに社会を支える制度の整備）

「・・・男女共同参画社会を構築し、女性が働くことが不利にならない制度設計にする。・・・

- ・厚生労働省は、雇用保険 3 事業について、平成 15 年度から、雇入助成の縮減、雇用維持支援から労働移動・能力開発支援への重点化等により、抜本的合理化を図る。
- ・厚生労働省は、年金をはじめとする社会保障制度について、持続可能で公平な制度の構築に向け、給付と負担のあり方等を抜本的に見直すほか、年金のポータブル化の拡充、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大、第 3 号被保険者制度のあり方について見直す。」

第 3 部 税制改革の基本方針

＜はじめに＞

「・・・第 2 に、すべての人が参画し、負担し合う公正な社会にすることをめざす。・・・」

1. 税制改革の必要性

(1) 低迷する日本経済と税制改革

「・・・

構造改革が目指すのは、『人』を重視する国である。これまで、税制を始めるとする諸制度は、均一化された家族やライフスタイルを前提としがちであった。個人が選択するライフスタイルが多様化する中、一人ひとりの多彩な個性と能力が尊重されるよう、税制もまた変革を迫られている。」

(2) 税制の現状認識

「・・・個人や企業の選択に歪みをもたらしているのではないか、・・・等の指摘がある。」

2. 目指すべき経済社会と税制改革

(1) 目指すべき経済社会の姿

「・・・『人』を何よりも重視し、多様なライフスタイルの下で、国民一人一人

が個性と能力を十分に発揮する。・・・」

3. 税制改革の視点

「税制改革の検討は、次のような視点に立つて行うこととする。

・・・

(2)第2に、多様なライフスタイルの下で、国民一人一人が個性と能力を十分に発揮する。男女共同参画社会の実現が重要な課題であり、仕事と育児の両立のための環境整備を進めるとともに、女性の就業を始めとするライフスタイルの選択に中立的な社会制度の構築を進める。」

4. 税制改革の進め方

「・・・今次税制改革は、2003年度に着手し、・・・可能なものから順次実施し、『改革と展望』の期間内（～2006年度）に完了させることを目指す。・・・」

5. 税制改革及びそれに関連する検討項目

「『めざすべき経済社会の姿』を実現するために、今後の税制改革及びそれに関連する検討項目は以下のとおり。

(1)持続的な経済成長を実現するために

『広く薄く簡素に』の観点から、所得税・住民税・法人に対する課税の負担構造を検討する。・・・

(2)多様なライフスタイルのために

就労などの選択に歪みを与えないよう、配偶者に関する控除等に関し検討する。検討に当っては、社会保障制度見直しとの関連にも十分配慮する。・・・」

第4部 歳出の主要分野における構造改革

2. 社会保障制度

(3)今後の社会保障制度改革の基本方針

(ii)年金制度の改革

「・・・年金制度の改革に当っては、次のような視点に立つて行うべきである。

・・・

③年金制度は社会のあり方と密接に関わるものであり、21世紀の我が国社会がめざしている『生涯現役社会』や『男女共同参画社会』の理念とも合致した年金制度を構築していくものでなければならない。

・・・

このような視点に立って、平成 16 年に予定される年金制度改革に向けて、・・・年金制度改革の基本的な方向について、早急に議論を始め、その改革に積極的に取り組んでいく。」

(iii)医療制度改革

「・・・今年度中に、保険者の統合・再編を含む医療保険制度の体系のあり方、新しい高齢者医療制度の創設、診療報酬体系の見直しについて、基本方針を策定する。」

第 5 部 経済財政の姿と 15 年度経済財政運営の基本的考え方

1. 経済財政運営の基本的考え方

(3)構造改革の推進と今後の検討について

「・・・

税制改革については、本方針の下、政府税制調査会等において具体的に検討され、経済財政諮問会議においては、経済と税制、歳出と歳入の整合性等の観点からの検討を行いつつ、改革の進捗状況についてフォローアップを行う。」

(注) 下線は、内閣府男女共同参画局。

平成14年8月30日

税制調査会会長
石 弘光 殿

男女共同参画会議
影響調査専門調査会会長
大澤 眞理

「あるべき税制の構築に向けた基本方針」への意見

先般は、税制調査会基礎問題小委員会に出席し意見を述べさせていただく機会をいただきまして有難うございました。この度まとめられた「あるべき税制の構築に向けた基本方針」への意見を下記の通り申し述べます。

記

1. 配偶者特別控除だけを廃止し、配偶者控除を存続させるのであれば、特定のライフスタイルを前提とした制度であるという問題が解消されず、就業への非中立性が残存するなど依然として問題は解決されません。したがって、男女共同参画社会の形成の観点から、配偶者特別控除だけでなく、配偶者控除も廃止されるべきと考えます。
2. ただし、配偶者控除と配偶者特別控除の廃止による国民の負担への影響を、他の控除等の見直しの結果も勘案しつつ調整するよう配慮することが必要と考えます。
3. なお、「家族控除（仮称）」については、扶養される配偶者という特定のライフスタイルを前提としたものであることに変わりはなく、その創設は、男女共同参画社会の形成という観点からは適切ではないと考えます。

以上

石・政府税制調査会会長記者会見要旨（抄）

（平成 14 年 8 月 30 日基礎問題小委員会後）

「・・・今日は、男女共同参画会議の影響調査専門調査会会長の大澤眞理先生から意見の申し入れがございました。私、直接会って受け取ってまいりました。お手元の一番最後の資料に入っていると思いますが、よろしゅうございますか。

これは、大澤さんにこの前政府税調に来ていただきまして、配偶者特別控除、そして配偶者控除についてご意見をいただいた。その後、基本方針を受けて、正式に意見書として申し入れが来たということであります。これは、我々も議論しております、配偶者特別控除、配偶者控除、これをさらに一段と突っ込んだ形で、両方とも見直してほしいということであります。これは、幾つかここに書いてございますように、やはり特定のライフスタイルというのを前提にした制度というのでは問題解決されないから、就業構造に対しての歪みとか、それから言うなれば女性の社会進出等々については、やはり非中立的になっては困ると。配偶者特別控除だけではなくて、配偶者控除そのものを見直してほしいということであります。ただ、これは、基本的な方向を出しただけで、これをどのくらいのタイムスパンでやるか、あるいはこの激変緩和をどうするかは政府税調にお任せしたいと、こういう申し入れでございました。『家族控除』という名称を使うのも、まあ、扶養される配偶者というスタイル、イメージがついて回っているので、これも適切でないと、ということでありました。私、これまでいろいろな税制に対する要望書を受け取りましたが、100%減税要望でありましたが、今回はその逆の方向の、言うなれば課税ベースを拡大してもいいよという、一部ではございますが、そういう意見が出たのは初めてでありまして、そういう意味では、私にとっても 1 つの新鮮な経験でありました。

これに対してもいろいろ今日議論がございましたが、基本的に我々としても配偶者特別控除はとりあえず最初に見直し、それから配偶者控除そのものについても、今後どうするかということを議論しようということで、一応今日の議論は整理がついたというふうに考えています。・・・」

(『配偶者控除、配偶者特別控除なりをどんなふうにしてその制度を見直して違ったものにしていくのかという具体論の部分で合意出来ているところがあれば、お聞かせ下さい』との質問に対して、)

「・・・配偶者特別控除、あるいは配偶者控除そのものについて、これを見直すならば、これはやはり時間をかけ、それから激変緩和的なものを措置して基礎控除を上げるとか、あるいは歳出面での手当の方で面倒見るのかね。そういうことを踏まえて、いっぺんに急には出来ないだろうということ、これはまさに10、15年の中のフレームの設定になってくるとは思いますが、これは先行してやるべき項目ですから、他にもまだいろいろやらなきゃいけないことがありますから、何年かわかりませんが、具体的な年度をいつかの段階で議論しなければいけないかとは思っています。」

(『配偶者控除、配偶者特別控除については、制度の見直しのスタートは来年度でよろしいんですか』との質問に対して、)

「はい。一応提案、これは来年の税制改正の中に配偶者特別控除と特定扶養控除が入っていますから。ただ、配偶者控除そのものについては入っていませんから、それはこれからのまた、次の段階かもしれません。大澤さんの方からは両方やれと、両方やらないと意味がないと言っていますけれども、まあ、これはいずれ、トータルの意味で議論したいと思っています。」

(注：速報に基づくため、事後修正がある可能性あり)

政府税制調査会「平成 15 年度における税制改革についての答申
—あるべき税制の構築に向けて—」(抄)
(平成 14 年 11 月 19 日)

第一 基本的考え方

一 「あるべき税制」の構築に向けて

．．．

平成 15 年度税制改正においては、個人所得課税、法人課税、消費税、相続税など広範にわたる各税目について、上記の視点に基づき、「基本方針」で示した「あるべき税制」の構築に向けて、第一歩としての改革を一体として進める必要がある。

具体的には、

- (1) 個人所得課税については、人的控除の簡素化・集約化を進めていく第一歩として、経済社会の構造変化に対応させるため、配偶者特別控除や特定扶養控除について、廃止を含め、制度をできる限り簡素化する。こうした取組みを通じ、個人所得課税の「空洞化」の状況を是正し、基幹税としての機能回復を図る

．．．

ことが必要である。

第二 平成 15 年度税制改正における個別税目の改革

一 個人所得課税

1. 検討の方向

我が国の個人所得課税（国税：所得税、地方税：個人住民税）は、定率減税を含め累次の減税の結果、主要国と比較して税負担水準が極めて低く、基幹税として本来果すべき財源調達や所得再分配などの機能を喪失しかねない状況にある。「基本方針」では、今後、こうした「空洞化」の状況を是正し、基幹税としての機能を回復させ、経済社会の構造変化への対応を図ることが課題であるとし、次のような「あるべき税制」の構築に向けた改革の方針を示した。

(1) 諸控除

我が国の個人所得課税は、家族構成など個々人の生活上の事情を

納税者の担税力の減殺要因とみて、様々な控除を設けている。このような控除のあり方について、「広く公平に負担を分かち合う」との理念の下、①社会保障等の生活関連の「インフラ」整備等の進展を考慮すれば、税制としては、できる限り簡素化・集約化する、②経済社会の中で行われる個々人の自由な選択に介入しないような中立的な税制にする、③「空洞化」を是正するため課税ベースを拡大する、との視点から見直す。このうち、基礎控除、配偶者控除、扶養控除からなる人的控除の基本構造については、更に検討を深める。

（２）税率構造

我が国の個人所得課税は、これまでの累進緩和（フラット化）や諸控除の拡充により、所得税でみると、納税者（民間給与所得者）の約 8 割が最低税率（10%）の適用のみで済むなど、大多数の納税者に対し極めて低い水準で負担を求めるものとなっている。個人所得税課税が本来果すべき財源調達機能や所得再分配機能の発揮の観点から考えれば、これ以上の税率の引下げは適当でなく、むしろ、最低税率のブラケット幅を縮小することが今後の選択肢として考えられる。

2. 人的控除の簡素化・集約化

これまでの税制改正において、税負担の軽減のため、人的控除に係る各種の割増・加算措置の拡充等が講じられてきた。これらの措置については、経済社会の構造変化に即応して、個々人の自由なライフスタイルの選択に介入しないような中立的な税制にする観点からは是正を図り、人的控除の簡素化・集約化を進める必要がある。

このような観点から、平成 15 年度税制改正においては、配偶者特別控除、特定扶養控除の廃止・縮減に取り組むべきである。

- （１） 配偶者特別控除が創設された際には、主に専業主婦世帯を中心に税負担を軽減することが念頭に置かれていた。その当時は、専業主婦世帯が最も典型的な家族類型であったが、その後の経済社会情勢の変化により、現在では、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るようになってきた。女性の就業状況にも世帯主の補助的な就労から本格的な就労への移行傾向が見られるようになっている。こうした経済社会の構造変化も顧みれば、配偶者控除に上乗せして、言わば「二つ目」の特別控除を設けてい

る現行制度は、納税者本人や他の扶養親族に対する配慮と比べ、配偶者に過度な配慮を行う結果となっている。したがって、当調査会としては、配偶者特別控除は廃止すべきであると考える。その際には、負担増に配慮して段階的な縮減も考えられる。また、パート労働者の就労を阻害しないよう、税引き後の手取りの逆転現象に対する所要の配慮措置を講じる必要がある。

．．．

3. 個人住民税

個人住民税の人的控除の見直しに当たっては、その負担分任の性格から、控除の水準が所得税より低くなるように見直すべきである。また、生計同一の妻に対する非課税措置をはじめ、均等割のあり方を見直すべきである。

4. 引き続き検討すべき項目

．．．

- (2) 給与所得控除については、わが国の個人所得課税の「空洞化」の大きな要因となっており、引き続き、縮減を図る方向で検討すべきである。

「平成 15 年度税制改正の要綱」(抄)

(平成 15 年 1 月 17 日閣議決定。関連法は同 3 月 28 日に国会で可決・成立。)

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、次のとおり改正を行うこととする。

具体的には、

．．．

人的控除の簡素化等の観点からの配偶者特別控除（上乗せ分）の廃止

．．．

その他所要の措置を一体として講ずる。

．．．

五 個人所得課税

配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者（合計所得金額 38 万円以下の配偶者）について配偶者控除に上乗せして適用される部分を廃止する。

(注) 上記の改正は、平成 16 年分以後の所得税について適用する。

．．．

参議院予算委員会における財務大臣答弁(抄)

(第 156 回国会：平成 15 年 3 月 7 日)

(参議院ホームページ掲載の会議録情報より抜粋。下線は男女共同参画局。)

○松あきら君 . . .

次に、財務大臣、配偶者特別控除の縮小に関して伺いをいたします。

平成十六年一月から配偶者特別控除の縮小が実施をされる方針が示されております。これに関連して、財務大臣は、男女共同参画という視点からも配偶者特別控除の縮小は望ましいとの認識を示されたと承知しております。私も確かに、男女共同参画の実現に向けて男女の就業に対して税制が中立であることは望ましいというふうに思っております。しかし他方で、女性がその能力を十分に発揮できる環境が整ってまだいないんじゃないかという現実もあります。このような現実を顧みないで、例えば税制だけを中立化しても男女共同参画社会が実現するわけではないというふうに思います。

つまり、簡単に言いますと、国民負担が増える見返りに政府は何を提供しようとされているのかなど、何を提供しようとしてくださっているのかと私は思うんですね。具体的には、我が国が直面する少子高齢化という現実を前にして、女性が子供を産み育てつつ社会で十分に力を発揮していく環境を整えるためにこの財源を充てるべきではないかと思えますけれども、大臣、お考えはいかがでございましょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 仰せのように、これも先に言われてしまって恐縮ですが、この今回の税制改正をいたしますときに、これが一つの大きい争点になった問題でございます。

ところで、ちょっとこれ現状認識を是非していただきますと、この配偶者特別控除を設定いたしました当時、言わば主婦の方が、在宅主婦の方が非常に、共働きしておられる家庭が少なく、主婦の方が非常に多かったんですが、最近では逆転してまいりましたので、それで男女共同社会でこの問題になったということでございます。

その結果、いろいろとございましたけれども、取り合えず税の公平化を図るということと空洞を埋めるということと二つの観点からこの特別措置を廃止してもらおうと。

そのときに公明党さんの方から非常に強い要望がございまして、これは将来において、そういうやっぱりこの法の精神に基いて、幼児、特に幼児の対策に

これを活用する方法はないだろうかということがございました。つまり、税制でカットするけれども、それを行政の面でプラスする方法を考えてくれということで、三党協議いたしまして、その結果、今後において、財源の限定額は二千五百億円ということが出ておりますけれども、そのまたありよう、使い方と、それからどういう方法ですかということについて具体的に今後決めようということでございまして、大枠の話は決まったということでございます。

厚生労働省「年金改革の骨格に関する方向性と論点（要約）」（抄）

（平成 14 年 12 月 5 日）

（下線部は内閣府による）

(6) 少子化、女性の社会進出、就業形態の変化に対する対応

○公的年金制度における次世代育成支援策

- ① 育児期間に対する配慮措置の拡充
- ② 年金資金を活用した次世代育成支援策の検討

○支え手を増やす取組

- ① 多様な働き方への対応－短時間労働者等に対する厚生年金の適用
- ② 高齢者の就労促進－在職老齢年金制度の見直しなど

○女性と年金

第 3 号被保険者制度については、女性と年金検討会における検討等を踏まえ、以下の 4 つの案に整理。

① 夫婦間の年金権分割案

保険料負担については、従来どおり、第 2 号被保険者がその報酬額に応じた保険料を納付することとする一方、給付については、世帯賃金が分割されたものとして評価する考え方。

② 負担調整案

第 3 号被保険者に関して、何らかの保険料負担を求める考え方。

- ・ 被用者グループにおいて応益負担（定額負担）＋応能負担（定率負担）を組み合わせる考え方。
- ・ 第 3 号被保険者に関する保険料負担を、被用者グループ全体ではなく、第 3 号被保険者を抱える第 2 号被保険者の間で定率負担により求める考え方。

③ 給付調整案

第 3 号被保険者に関して、保険料負担を求めないが、基礎年金給付を減額する考え方。

④ 第 3 号被保険者縮小案

短時間労働者等に対する厚生年金の適用等により第 3 号被保険者の対象者を縮小していく考え方。

「少子・高齢社会における税制のあり方」(抄)

(平成15年6月17日)

(下線部は内閣府男女共同参画局による)

第一 少子・高齢化と税制

一 少子・高齢社会を支える税制

「・・・技術革新を通じた生産性の向上、女性や高齢者の社会参画の推進、持続可能な社会保障制度の構築など取り組むべき課題は山積しており、少子・高齢社会に適合する姿に諸制度を再設計することが重要である。税制についても、以下の3つの視点に基づき改革に取り組んでいく必要がある。」

・・・

③ 個人や企業の活力を引き出す税制

高齢化・成熟化するわが国経済社会を活力にあふれるものとするには、個人や企業が潜在力を十分に発揮できる社会を築く必要がある。このため、生涯現役社会や男女共同参画社会の構築に向けて、能力と意欲のある高齢者や女性の社会参画を妨げない制度づくりが重要な課題となっている。また、高齢者の役割が高まる今後の社会では、民間非営利活動には新たな活力の源泉として高い期待が寄せられている。さらに、人口減少社会経済的な豊かさを実現する鍵となるのが生産性の向上であり、生産活動の主役である企業が今後ともグローバル化等の構造変化に対応し柔軟に活動できる環境を整備していくことが必要となる。税制面では、個人や企業の活力を引き出す観点から、個人の就労や企業の選択を歪めない中立的な税制、簡素で分かりやすい税制を基本としつつ、今後とも構造改革を促進し経済社会の活性化を図るために必要な対応を行うべきである。

二 個別税目の改革

1. 個人所得課税

(1) 少子・高齢社会における個人所得課税の基本的考え方

①・・・当調査会は、既に「基本方針」において、諸控除や税率構造の改革の方向に加え、継続している定率減税についても、経済情勢を見極めつつ、廃止していく必要があることを示した。今後、このような考え方を踏まえ、財源調達機能や所得再分配機能が適切に発揮されるよう、基幹税としての機能の回復に取り組んでいく必要がある。かかる視点からあるべき個人所得課税を将来にわたり構築することは、国民の負担増を伴うものとならざるを得ず、経済情勢も見極めながら改革に取り組んでいかなければならない。

こうした改革に当たっては、まず、近年の経済社会の構造変化に対応して、税制の様々な歪みや不公平を是正し、個人の経済・社会活動上の多様な選択を妨げないような負担構造を構築していく必要がある。この取組みは単純な増税論や年金制度改革のための財源論を論ずることではない。大切なことは、少子・高齢社会での個人所得課税のあり方として、どのような負担構造を目指すのかという問題である。

- ② 個人所得課税が様々な税制上の歪みを抱えている要因としては、公的年金等控除のように特定の収入だけに適用される特別の控除や非課税措置が多く存在することがあげられる。その結果、多くの収入が課税ベースに含まれないこととなり、他の収入との間で負担にアンバランスが生じ、納税者に不公平感を抱かせ、ひいては自由な経済・社会活動を妨げる結果ともなっている。例えば、公的年金等控除は、年金収入であれば高齢者の他の収入状況に関わりなく適用されるため、高所得者であっても課税ベースからの脱漏が生じ、現役世代との間はもちろん、高齢者間でも負担のアンバランスを引き起こしている。また、給与所得控除や退職所得控除については、就労形態の多様化などが進む中で、税制と経済社会の変化との間に乖離が生じている。

- ③ 今後の個人所得課税のあるべき負担構造としては、広く公平に負担を分かち合うため、様々な要因による収入をできるだけ課税ベースに取り込んだ上で、個々人の諸事情への配慮は、基礎控除や扶養控除といった人的控除にまとめて措置する方向が基本的に望ましい。こうした負担構造の構築に当たっては、現役世代に負担が偏らないよう世代間の公平を確保するとともに、個人の経済・社会活動の選択に対し中立的な制度とする観点が重要である。また、少子化の進展に対し、社会保障制度との関連にも配慮しながら、次世代の担い手である子供の扶養へ配慮することも考慮すべきである。

平成 15 年度税制改正において配偶者特別控除（上乘せ部分）が廃止された。これは課税ベースを拡大すると同時に、配偶者の就労に対して中立的な税制に近付けることを意図したものであり、経済社会の構造変化に即応した改革の第一歩と位置付けられる。

(2) 年金課税等の見直し

...

- ④ 課税ベースの拡大の観点からは、控除の見直しとともに、社会保障給付に対する課税上の取扱いについて、諸外国での事例も踏まえ、課税対象を拡げる方向で検討すべきである。特に、遺族年金給付や失業等給付のよう

に、受給者の他の所得の有無や資産の保有状況と関係なく支給される非課税給付については、今後、見直しを進めていく必要がある。その際、低所得者に対する担税力への配慮は人的控除等で行うべきである。現下の年金制度改革に関しては、基礎年金の国庫負担割合の引上げとそれに伴う財源の問題がある。この国庫負担の問題については、給付水準をはじめとする年金制度のあり方を総合的に検討し、将来の年金制度体系における公費の位置付けと関連付けて検討すべきである。その際、現状でも公費の相当部分を公債に依存している財政状況にも十分留意する必要がある。

(3) 給与課税等の見直し

- ① 給与所得控除については、勤務に伴う経費の概算控除として明確化すべきである。あわせて、特定支出控除の範囲についても検討し、給与所得者にも確定申告して経費を実額控除する機会を増加させることが適当である。こうした方向は、給与所得者が自らの経費に対し説明責任を果たすことにつながり、自立した勤労者像の位置付けにも資すると考えられる。その際、負担水準を調整する観点から、基礎控除をはじめ人的控除の水準の引上げを検討していく必要がある。

また、給与所得者の間には、事業所得者と比較して所得捕捉に関する不公平感が依然として根強く、適正課税の実現に向け、より一層の執行面での努力が求められている。

- ② 退職所得控除については、雇用の流動化が進展する中で、多様な就労選択に対し中立的な制度とする必要がある。従来と比べ個人所得課税の累進構造が緩和されていることや、最近の企業年金の普及等の状況を踏まえ、過度な優遇を是正するとともに、給与、退職一時金、年金の間で課税の中立性を確保していくべきである。

(4) 人的控除の基本構造の見直し

- ① 少子・高齢社会においては、社会保障など公費の負担をできる限り多くの者が広く公平に分ち合う負担構造とし、老若男女を問わず働く能力と意思のある者が、経済社会の支え手として積極的に活躍できる社会を構築する必要がある。こうした観点からは、人的控除の基本構造のあり方について、今後、家族の就労に対して中立的な仕組みとしていくことが重要である。
- ② 人的控除のあり方については、従来から、主に標準世帯（片稼ぎの夫婦子二人世帯）の課税最低限を念頭に、世帯としての負担調整を行う観点か

ら検討される側面が強かった。しかしながら、今後は世帯構成の多様化も踏まえ、個人を中心とした考えを重視する必要がある。

- ③ 配偶者に対する配慮のあり方としては、家事や子育て等の負担はどのような世帯形態でも生じる上、今後、共稼ぎの増加が見込まれるため、税制面で片稼ぎを一方的に優遇する措置を講じることは適当でない。また、扶養に対する配慮については、少子・高齢社会における子育ての重要性を考え、今後、児童など真に社会として支えるべき者に対して扶養控除を集中することが考えられる。その際、控除の仕組みを所得控除制度ではなく税額控除制度とすることも検討課題となる。これらについては、社会保障制度との関連や諸外国での事例等も踏まえ、検討を深める必要がある。

(5) 個人住民税

② 均等割

均等割の税率は低い水準にとどまっており、人口段階に応じた税率区分の解消を含め、その水準の引上げを図る必要がある。また、生計同一の妻に対する非課税措置については、課税の公平の観点から廃止する必要がある。

2. 消費税

(1) 少子・高齢社会における消費税の重要性

「……少子・高齢化が進展する中で国民の将来不安を払拭するためには、社会保障制度をはじめとする公的サービスを安定的に支える歳入構造の構築が不可欠であることから、消費税は極めて重要な税である。したがって、将来は、歳出全体の大胆な改革を踏まえつつ、国民の理解を得て、二桁の税率に引き上げる必要もあろう。これが今後の税体系全体の見直しの基本となると考えられる。これに関連し、所得に対する逆進性の問題については、消費税という一税目のみを取り上げて議論すべきものではなく、税制全体、さらには社会保障制度等の歳出面を含めた財政全体で判断していくことが必要である。……」

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」(抄)

(平成 15 年 6 月 27 日閣議決定)

第 2 部. 構造改革への具体的な取組

3. 税制改革

——持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保する税制への改革を進める。

【改革のポイント】

(2) 社会保障制度改革と整合性をもって税制改革を行う。

【具体的手段】

(1) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」(平成 14 年 6 月 25 日閣議決定。

以下、「基本方針 2002」) の考え方を踏まえ、「改革と展望—2002 年度改定」で掲げた次の事項を中心に、引き続き税制改革に取り組む。

- ・ 持続的な経済社会の活性化のための税制改革
- ・ 租税負担と社会保障負担の総合的な検討
- ・ 国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方

4. 雇用・人間力の強化

——雇用については、何歳であっても、能力を開発し、拡大するサービス産業などで仕事の機会が得られる労働市場をつくる。特に、若年者の働く意欲を喚起しつつ、すべてのやる気のある若者の職業的自立を促進する。また、女性の能力発揮のための取組の推進を図る。さらに、高齢者の活力の活用を図る。教育については、義務教育から大学までの教育の質を高める。

【具体的手段】

(1) 雇用制度改革

- ・ 社会貢献活動やワークシェアリング等、多様な雇用・就業機会の提供等を推進するとともに、育児休業の取得推進や保育サービスの強化・充実など、子育てをしながら働ける環境整備を推進する。
- ・ 「男女共同参画社会」の実現を目指して、指導的地位に女性が占める割合が 2020 年までに少なくとも 30%程度になるよう期待し、平成 15 年度においては、関連情報のワンストップ・サービス化、ネットワーク化など女性のチャレンジ支援策に取り組む。

5. 社会保障制度改革

——世代間・世代内の公平を図り、持続可能で信頼できる社会保障制度に改革する。

【改革のポイント】

(2) 年金制度は、現行制度のままでは、若年世代の負担が過重なものとなり、世代間の

バランスを失することになってしまうことから、給付と負担の改革を行う。また、「生涯現役社会」や「男女共同参画社会」の理念に合致した制度に向けた改革を行う。

- (4) 年金・医療・介護・生活保護などの社会保障サービスを一体的にとらえ、制度の設計を相互に関連づけて行う。

【具体的手段】

(2) 年金制度の改革

平成 16 年に予定される次期年金制度改正においては、後述の課題を念頭におきつつ、次の①～⑧の基本的方針に沿った改革を行う。これにより、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない恒久的な改革とする。

- ⑦ 第 3 号被保険者制度の見直し、短時間労働者の年金適用、在職高齢者についての給付のあり方を見直しなど、女性や高齢者の就労を阻害せず、働くことに中立的な制度とする。

(3) 医療制度の改革

国民皆保険体制の下で、医療サービスの多様化・質の向上と患者による選択の拡大を図るとともに、公的医療費の伸びの抑制を図り、経済・財政とも均衡のとれたものとなるよう、持続可能性のある医療制度への改革を引き続き推進する。

- ① 本年 3 月に閣議決定した保険者の再編・統合、高齢者医療制度、診療報酬体系についての「基本方針」の具体化について実施可能なものから極力早期に実施していく。

(5) 社会保障サービスの一体的な設計

- ① 「社会保障個人会計（仮称）」の導入に向けて検討を進める。この場合、現役世代にとっても年金の給付と負担が分かりやすい仕組みを工夫し、基礎年金、報酬比例年金それぞれの給付と負担について、加入者個々人に情報提供を行う。

社会保障審議会年金部会「年金制度改革に関する意見」(抄)

(平成15年9月)

II. 年金改革の基本的な考え方

1. 年金改革の基本的な視点

○改革に当たっては、(1)社会経済と調和した持続可能な制度とする、(2)制度に対する信頼を確保する、(3)多様な働き方に対応し、より多くの者が能力を発揮できる社会につながる制度とする、(4)個人のライフコース(生涯にわたる生き方、働き方の選択。以下「ライフコース」)に対して中立的な制度とする、という視点を基本とすべきであり、また、(5)他の社会保障制度や税制等の諸制度との整合性なども念頭に置く必要がある。

＜多様な働き方に対応し、より多くの者が能力を発揮できる社会につながる年金制度＞

○少子高齢化の急速な進行の中で、我が国の経済社会を活力あるものにしていくためには、働く意欲を持つ者が多様な形で働き、能力を発揮できる社会を構築していくことが重要である。年金制度についても、女性や高齢者の就労を抑制することなく中立的な仕組みとなるよう見直し、次世代育成支援等の方策についてもできるだけ制度に組み込むとともに、次に述べるように、個人のライフコースに中立的な制度とする観点からも、厚生年金の適用の在り方や在職老齢年金制度の在り方を見直すべきである。

＜ライフコースの多様化への対応＞

○人々は、就職、転職、起業、結婚、出産、子育て等の転機を通じて様々な生き方、働き方を選択するようになり、また、高齢期になっても引き続き就労を続けるなど、男女を問わず、人々の生き方、働き方は多様なものになっている。これに対し、現行の年金制度は、個々人の多様な生き方、働き方の選択に十分に対応できていない点もあり、人生の様々な選択に対して中立的な制度となるよう見直していくべきである。

あわせて、雇用システム、次世代育成支援施策、税制等の関連施策との連携を図っていかなければならない。

2. 公的年金制度の体系について

＜報酬比例年金への一本化＞

○現行の公的年金制度体系の考え方は、高齢期の生活の基礎的部分を保障する基礎年金は全国民共通の仕組みとし、その上に、現役時代の生活の大部分を賃金によって支えている被用者グループについては、稼得の手段を失う退職後も退職前の生活水準を一定程度反映した生活を送ることができるようにすることである。

これに対して、(1)被用者、自営業者という立場により制度が変わる現行体系では就業形態の多様化・流動化に対応することが困難であり、(2)また、現役時代の所得喪失を一定程度補填するという公的年金制度の役割を考えると公的年金制度は報酬比例年金とすべきであるとの意見があり、その観点からは、無・低年金者を対象に税財源による

補足的な給付を導入しながら、自営業者や無業者も含め報酬比例方式へ一本化すべきであるとの意見があった。

この方式については、(1)現状では被用者以外の所得把握が困難であること、(2)賃金が低い者や就労期間の短い者の給付水準が大きく低下するおそれがあること、(3)補足的給付の水準によっては相当な財源が必要となること、補足的給付の水準を抑制すれば低年金者の増加につながること、補足的給付について所得や資産による制限を付すのであれば、公正な所得・資産調査がコスト面や実務面から現実的に可能かなどの問題があり、十分に時間をかけて検討する必要があるとの意見があった。

<基礎年金の税方式化>

○また、基礎年金については、税方式とすべきとの意見があった。これは、(1)すべての高齢者の基礎的な生活保障を行う役割をより明確にするとともに、(2)未納・未加入問題が深刻になる中で、未納者や未加入者の分の負担が他の被保険者の負担となっていること、さらに、基礎年金について社会保険方式のままでは、国民皆年金制度の維持が困難になること、(3)税財源の税目によっては、現行の国民年金の定額保険料・定額給付の方式において生じる逆進性の問題が緩和される可能性があること、(4)第3号被保険者などの問題が生じないこと、(5)消費税を活用する場合、高齢者を含めた全国民が広く負担する仕組みとなることなどから、所得制限を伴わない形での税方式とすべきとの意見であった。

これに対しては、(1)社会保険方式では保険料拠出に基づき所得・資産に関わらず給付が受けられる一方、税方式では保険料拠出がなくても居住要件と年齢要件だけで給付が受けられることになるため、自助・自律を基本とする我が国の経済社会の在り方と整合的でない、(2)拠出と給付の対応しない税を財源とする現金給付である以上、社会扶助制度であり、所得・資産調査に基づく給付制限や最低生活に必要な給付水準の抑制にもつながりかねず、所得保障の機能が大きく制限される、(3)給付と負担の関係が明確でないため、制度の健全性、持続可能性について、現行よりわかりにくい仕組みとなる、(4)給付費の増大に要する税財源の確保には困難があるのではないか、(5)租税徴収においても脱税、滞納等があり、税方式にしたとしても確実かつ公平な徴収が担保されるものではないなどの意見があった。

III. 次期制度改正における個別論点についての考え方

4. 多様な働き方への対応・次世代育成支援

○今後、急速な少子高齢化の進行が見込まれる中で、我が国の経済活力を維持していくためには、女性や高齢者をはじめ働く意欲を持つ者が多様な形で働き、その能力を発揮できる社会を構築していくことが重要な課題である。

就労形態を含めて個人の生き方が多様化する中で、短時間労働者等が急速に増加して

おり、これに対応して、社会保障制度や雇用を含む社会・経済制度全体を改革していくことが強く求められている。

- 年金制度についても、短時間労働者等の急速な増加や、雇用の流動化などに対応して、被用者としての年金保障の充実を図るとともに、個人の働き方の選択や企業の雇用形態の選択に対してより中立的な制度とすることにより、少子高齢社会においても給付と負担の均衡のとれた安定的な制度運営を行っていくことが重要である。

- また、急速な少子化の進行に対して総合的な次世代育成支援施策が講じられており、「次世代育成支援に関する当面の取組方針」（平成15年3月少子化対策推進関係閣僚会議決定）では、年金制度における支援策の検討も求められている。

本来、世代間扶養の仕組みを基本に成り立っている公的年金制度において、少子化の進行は極めて重大な問題であり、年金制度においても次世代育成支援に向けた対応をどのように考えていくかは大きな課題である。

（１）短時間労働者に対する厚生年金の適用

- 就労形態の多様化に対応し、年金制度についても、個人の働き方や雇用形態の選択に中立的な仕組みとし、個人が十分能力を発揮していくことができ、被用者としての年金保障を充実させる観点から、短時間労働者に対して厚生年金の適用拡大を図っていくことが求められている。また、「基本方針2003」等においても、その必要性は繰り返し指摘されている。

- このような働き方の多様化への対応、短時間労働者自身の年金保障の充実の観点のほか、就業調整問題の解決、事業主間の保険料負担の不均衡是正、雇用労働者としての均衡処遇等の観点からも、基本的には短時間労働者への厚生年金の適用拡大を行うべきである。

その際には、適用拡大による雇用への影響、短時間労働者が多く就労する産業・企業への影響、事務負担や保険料負担の増加等に十分配慮して慎重に検討することが必要である。また、適用拡大に伴う労働者及び事業主の保険料負担の増大については、経過措置等一定の配慮を行うべきである。

- また、5人未満の個人事業所及び任意適用業種への厚生年金の適用及びその在り方や方法についてまず検討すべきであるとの意見があった。
- 所定労働時間を基本的な基準として適用してきた厚生年金の考え方や、年収要件をなくして20時間という週の所定労働時間だけでみることにした雇用保険の適用基準を考慮すると、今回の適用拡大に当たっては、週の所定労働時間が一定以上の者を適用することが適当である。具体的なこの基準については、週20時間以上という意見があった。この点については、所定労働時間が20時間より短い者であっても、相当の賃金を得ている場合もあり、週の所定労働時間の要件に収入要件（例えば年間賃金65万円以上）を併用すべきであるとの意見があった。
- 短時間労働者への厚生年金の適用拡大を行った場合、その給付と負担の在り方につい

ては、短時間労働者は比較的低い賃金で就労している者が多いことから、負担については、現行の厚生年金の応能負担の考え方から、何らかの形で標準報酬の下限(月額98,000円)を引き下げて適用することが適当である。

この場合、適用を受ける短時間労働者の保険料が、第1号被保険者の保険料(月額13,300円)を下回ることとなるが、両者の均衡を考えるべきであるとの意見がある一方、厚生年金は応能負担であり、国民年金の定額負担の仕組みと同等には考えられないとの意見があった。また、年金財政全体への影響も十分検討すべきであるとの意見があった。

年金給付については、負担を一般の被保険者よりも軽減したものとするのであれば、給付についても、被扶養配偶者の給付を行わないなど、負担に応じた一定の調整を行うべきである。

(3) 派遣労働者・失業者

○厚生年金は適用事業所と使用関係を有する労働者に適用され、登録型の派遣労働者の待機期間や失業期間中の者については、原則として国民年金の第1号被保険者又は第3号被保険者となるが、そのような期間に係る所得保障が不十分となるのではないかと指摘がある。

○このような指摘に対応するものとして、登録型の派遣労働者の待機期間や失業中の者に対し、厚生年金の任意継続加入制度を設けるべきであるとの意見があった。これについては、求職中の失業者や非労働力化する者との区別が難しいこと、待機期間中の者や失業者にも国民年金が適用されることを考えると、慎重に検討すべきである。

なお、派遣労働者が待機期間のたびに国民年金の種別変更を行わなければならないという事務手続について、簡素化を検討すべきであるとの意見があった。

(4) 次世代育成支援

○世代間扶養を基本とする年金制度は、少子化の影響を大きく受けるものであり、制度を持続可能なものとして安定的に維持していくためには、次世代育成支援は本質的に重要な課題である。このため、年金制度においても次世代育成支援施策に取り組んでいくべきであるが、その場合、まず、出産・育児のために年金制度において不利になっている状況を解決することを基本とすべきである。

○次世代育成支援施策として年金制度において考えられる具体的な方策としては、現行の育児休業中の保険料免除期間の延長、勤務時間の短縮等の措置を受けながら就業を継続する者の年金保障が不利にならないよう育児期間前の標準報酬で保険料納付が行われたものとして扱うなどの配慮がある。

さらに、出産等に伴い離職した後再就職した場合の何らかの配慮、育児期間中の第1号被保険者の保険料負担への配慮措置なども必要との意見があった。

○一方、公的年金制度の財源を制度本来の趣旨と異なる目的に流用すべきではないとの慎重な意見もある。

○次世代育成支援施策の一環として、年金資金を活用した教育資金貸付制度を創設するという提案については、様々な意見があった。若い世代が年金制度のメリットを受けられるよう貸付制度を創設すべきである、少子化の一因となっている教育費負担を軽減する等の観点から貸付制度の意義がある、という意見がある一方で、既に他の貸付制度が存在しており年金資金を本来の目的である年金給付以外の目的に流用する必要はない、年金資金の損失リスクを招きかねないことや特殊法人の整理合理化の方向性に逆行すること等から新たな貸付制度を創設すべきでない、という意見があった。

5. 女性と年金

○女性の社会進出、家族や就業の形態の多様化等が進み、年金制度をこうした男女を通じたライフコースの多様化に対応できるものとしていくことが求められてきている。

このため、「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」において、「女性自身の貢献がみえる年金制度」を目指して、個人の多様な選択に対して中立的な制度を構築するとともに、女性に対する年金保障の充実を図るという観点から、第3号被保険者制度や遺族年金、離婚時の年金分割等について、年金制度の設計上検討していくべき具体的な課題について、その考え方や論点が整理された。

(1) 検討を行う際の共通の視点

○第3号被保険者制度の見直しをはじめ、遺族年金の在り方や離婚時の年金分割等を検討していく場合に見られる意見の違いの基本には、基本的に男女の雇用機会や賃金の格差についての現状や将来の見方についての次のような考え方の違いがある。

(1) 現実に約1,100万人を超える第3号被保険者が存在し、現状では男女間で雇用機会や賃金にも格差がある中で、社会経済の実態を踏まえて、制度の変更は慎重に考えるべきであるとする考え方。

(2) 雇用機会や賃金の男女格差は縮小してきている状況を踏まえて、可能な見直しは速やかに行うとともに、更に今後の状況を踏まえつつ、個人単位化に向けて段階的に見直しを進めていくべきであるとする考え方。

(3) 現行制度が個人の多様な生き方、働き方の選択や就労に抑制的に働いている面があることを踏まえて、見直しはできるだけ速やかに行い、それによって雇用機会や賃金の男女格差を是正していこうとする考え方。

○さらに、女性と年金の問題は、個人単位と世帯単位、応能負担と応益負担、公平性の確保といった社会保障制度としての年金制度の基本に関わるものであり、現状を踏まえるとともに、将来の展望をもった改革が行われることが適当である。

○いずれにしても、第3号被保険者制度や遺族年金の見直し、離婚時の年金分割等につ

いての考え方は、男女の雇用機会や賃金の格差の現状と将来をどう考えるか、年金制度の基本的な在り方をどう考えるか等によって大きく変わってくるものである。

個人の生き方、働き方が多様化している中で、基本的には年金制度も、社会保障審議会意見や「基本方針2003」に示されたように、生き方、働き方に中立的であることが求められており、男女が格差なく働ける社会が現実のものとなることを前提に、できるだけ一人一人が負担能力に応じて保険料を納め、その拠出に応じた給付を受ける仕組みとなることが望ましい。

第3号被保険者制度や遺族年金の見直し、離婚時の年金分割等について検討を進めるに当たっては、このような将来の展望の下に、ライフコースを通じ、相互に整合性のとれた見直しの観点に立って議論を進めるべきである。

(2) ライフコースの多様化と世帯モデル

○女性に限らず男女を通じて生き方、働き方の多様化が進展している中で、個人の多様な生き方、働き方の選択に中立的な年金制度を構築することにより、働く意欲を持つ者が多様な形で働き、国民が一層の能力を発揮していけることが重要である。

○現行の年金制度の被用者に対する給付設計は、40年間平均的な賃金で働いた夫及び全期間専業主婦だった妻からなる夫婦世帯を標準に、夫の厚生年金と夫婦2人の基礎年金を含めた世帯全体の年金額が、平均的な現役男子労働者の手取り年収の6割相当の水準となるように設計されている。

この点については、男女を通じて生き方、働き方が多様化し、多くの女性が就労期間を有するようになっている実態も踏まえ、被用者世帯における給付水準を所得代替率で示す場合、片働きだけでなく、共働きや単身を含めた複数の世帯類型を併せてみていくことが妥当である。

(3) 第3号被保険者制度

○第3号被保険者制度は、第2号被保険者に扶養される配偶者（主に妻）の年金権の確立という観点から昭和60年改正において導入されたものである。これにより、1階部分の基礎年金の給付については個人単位の給付とされたが、2階部分の厚生年金の給付は従来どおり第2号被保険者（主に夫）名義のままとなっている。

その後、女性の社会進出や世帯類型の多様化などを受け、片働き世帯と共働き世帯・単身世帯との間の給付と負担の不公平の問題が指摘されることとなった。

○現行制度においては、片働き世帯と共働き世帯について、夫婦の標準報酬の合計額が同じであれば夫婦2人でみた保険料負担も年金給付も同額であり、世帯単位でみれば、給付と負担の公平性は保たれている。しかしながら、第3号被保険者が、直接の保険料負担はなくても基礎年金給付を受けられることについて、個人単位でみて給付と負担の公平を図っていくという観点から見直すべきであるとする考え方がある。あるいは、世

帯単位でみた場合の給付と負担の公平を維持しつつ、個人単位化を進めるべきであるという考え方もある。

- 本部会の議論では、前述の(1)の観点に立つ場合であっても、少なくとも就業形態の多様化等の状況を踏まえ、基本的には短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致した。

ただし、現実の第3号被保険者の短時間労働者としての就労状況からみて、現時点での縮小効果は小さいとの意見があった。

<年金分割案>

- ・さらに、前述の(2)の観点に立ち、現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながらも、できるだけ個人単位での給付と負担の関係に向けて整理していくという考え方から、「年金分割案」（第2号被保険者が納付した保険料について、給付算定上夫婦が共同して負担したものとみなすこととして、納付記録を分割しておき、この記録に基づき夫婦それぞれに基礎年金と厚生年金の給付を行うこととするもの）も、女性の貢献が目に見える形になり、現段階における一つの現実的な案であるという意見があった。

- ・この場合、第3号被保険者であった者が就労すれば、分割された納付記録に自らの実際の就労による納付記録が継続され、年金保障は充実していくこととなる。

この第3号被保険者期間についての年金分割案は、男女が格差なく働ける社会が現実のものとなり、分割によらなくても、第2号被保険者として自らの就労により負担し給付を受けられることが一般的となるまでの過渡的なものとして位置付けられるべきであるという意見があった。

- ・なお、年金分割案については、将来受給権として発生する年金権は一種の財産権であり、納付記録を分割される側への十分な情報提供と同意を得るための仕組みが必要との意見があった。

一方で、分割を認めることとした場合でも、実際には負担することなく基礎年金が支給される点は変わらない、離婚しない大多数の夫婦にとって、年金を分割する意味はあまりないとの意見があった。

また、第3号被保険者に限定した年金分割だけでは理解が得にくいのではないかと、共働き世帯等についても分割を検討していくべきではないかとの意見があった。一方で、婚姻継続中の分割については、その必要性や夫婦間の財産関係についての他の社会制度との整理について問題が多いとの意見があった。

<負担調整案>

- ・また、前述の(2)の観点に立ちながらもより公平性に配慮した場合、基礎年金という受益に着目した一定の負担を求める「負担調整案」が考えられる。この場合、現実には第3

号被保険者も保険料を負担して給付を得るものであり、共働き世帯や単身世帯との不公平感を是正する上で現実的という意見があった。

一方で負担調整案については、応能負担という厚生年金の原則を変更するのは不適當である、また、世帯の合計賃金が同じでも、片働き世帯にだけ特別な負担を求めると共働き世帯よりも保険料が高くなるので公平ではないという意見、事業主の負担や保険料徴収事務の問題があるとの意見があった。

<給付調整案>

・同様に、(2)の観点に立ちながらもより公平性に配慮した場合において、受益に応じた負担が現実には困難であれば、基礎年金の給付をある程度減額する「給付調整案」が考えられる。

給付調整案については、第1号被保険者の負担との公平性からみて適切であるとの意見がある一方で、全国民共通のものとして高齢期の基礎的費用を賄う基礎年金の趣旨に反するという意見があった。

○本部会においては、見直し案のそれぞれについて各委員から様々な観点から多様な意見が出される中、第3号被保険者制度の見直しについて、将来を展望し、ライフコースの多様化に対応できる方向で見直しに取り組むべきであるという意見が多かった。

○その見直しに当たっては、男女を問わずライフコースの中で育児、介護その他の事由から被扶養配偶者となる時期は誰にも生じうるものであり、働いて第2号被保険者となっている者や第1号被保険者と、第3号被保険者期間にある者とを対立するものであるかのようにとらえることは適當ではない。生き方、働き方の個々人の多様な選択と移行に年金制度も円滑に対応していけることを基本に見直しを進めるべきである。

○なお、第3号被保険者制度の在り方は、基礎年金制度をどのように見直していくかという問題と関係しており、税方式化する場合は問題はなくなる、報酬比例方式化する場合には無・低年金を防ぐ年金分割案が意味を持つ、という意見があった。

(4) 遺族年金

○遺族年金についても、女性の就労の増加、生き方、働き方の多様化に対応し、年金制度における公平性を確保するという観点から、給付と負担の関係を見直すことが求められている。この見直しに当たっても、前述のような男女を取り巻く社会経済の現状と将来をどうみるかという観点の違いを踏まえつつ、将来を展望した見直しを進めるべきである。

○なお、夫婦間の年金分割の導入が図られたり、男女の雇用の格差の解消が進み、高齢期は自分自身の年金で暮らすことが基本となれば、将来は遺族年金は不要となるとの意見があった。

<高齢の遺族配偶者に対する年金給付>

- 現行制度では、遺族厚生年金（死亡した被保険者の老齢厚生年金の4分の3）を選択した場合や、遺族厚生年金と自分自身の老齢厚生年金の併給を選択した場合に、自分自身の保険料納付に基づく給付が全部又は一部受けられなくなるという指摘がある。

この点については、基本的には、就労した期間については自らの保険料納付が給付額に反映される仕組みとすることが望ましく、その観点から、本人の老齢厚生年金の全額受給を基本とし、現行の遺族となった場合に受給できる額との差額を支給する仕組みとすべきである。

- 現行制度においては、遺族厚生年金の水準（死亡した被保険者の老齢厚生年金の4分の3）と遺族厚生年金と自分自身の老齢厚生年金の併給を選択した場合の水準（死亡した被保険者の老齢厚生年金と自分自身の老齢厚生年金の合計額の2分の1）が異なるため、世帯で標準報酬の合計額が同じ場合、片働き世帯と共働き世帯の間で、遺族年金の額が同一とならない。

この課題に対応するものとして、遺族厚生年金の水準を「遺族配偶者自身の老齢厚生年金と死亡した配偶者の老齢厚生年金の合計額」の一定割合（例えば5分の3）とすることによって、共働き世帯と片働き世帯の公平を図るべきであるとの意見があった。また、この一定割合は、男女の雇用の格差が解消するまでの経過的なものとして考えられるとの意見があった。しかし、この点については、遺族年金の低い者の年金額を下げたり、より高い共働き等の者の年金額を引き上げたりすることとなり、女性の就労状況や雇用条件に格差がある現状において、夫の遺族年金（厚生年金の4分の3）を受給する者の比率が高いことを踏まえると、必ずしも適当でないとの意見があった。この点は、これからの男女の雇用の在り方も展望しつつ、将来に向けた課題として検討していくことが適当である。

<若齢期の妻等に対する年金給付>

- 子のいる若齢期の妻については、子の養育のため就業等の制約も多いと考えられ、そのような制約がある中では現行制度を維持することは必要である。

子のいない若齢期の妻については、遺族厚生年金は有期給付とするなどの見直しを行い、就労支援に重点を置く方が望ましい。これについては、例えば一定期間又は一定年齢までの支給や一時金とすべきとの意見があった。

子のいない中高齢期の妻については、中高齢の女性の雇用機会、雇用条件等を考えると、なお遺族年金の必要性がある。

- なお、遺族年金の支給要件における男女格差が残存する間は、子のいる若齢期の妻及び子のいない中高齢期の妻についても、有期給付とすべきとの意見があった。

<支給要件における男女差>

- 男女で雇用機会、雇用条件等に格差がある現状では、現行制度の支給要件における男女差はやむを得ないものと考えられるが、将来の雇用の動向を踏まえつつ、その在り方を検討していくべきである。一方、若年層に現れている格差の縮小の動向を踏まえるべきであるとの意見、生計維持要件の収入基準を見直して支給要件を絞る方向で男女差を速やかに解消していくべきとの意見があった。

<生計維持要件>

- 生計維持要件の850万円については、高すぎるとの指摘があった。この要件は、死亡時点において判断するものであり、将来の収入を見通すことは困難であることから、広く受給権が発生するよう設定されているものであることも考慮して検討していくべきである。

なお、基準以上の収入が見込まれ受給権が発生しなかった遺族は、その後予測できない収入の変化があった場合でも遺族年金の支給を受けることができないことについても、併せて検討すべきである。

(5) 離婚時の年金分割

- 近年、離婚件数、とりわけ中高齢者等の比較的婚姻期間の長い夫婦における離婚件数が増加しているが、男女の雇用の格差がある中で、十分な就労所得を得ることが難しい中高齢期に離婚した女性は、賃金も年金も低く、高齢期の所得水準が低いことが多いという問題が指摘されている。

こうした社会の実態を踏まえれば、現状では離婚した妻自身の年金だけでは生活保障は不十分であり、離婚時に夫婦の間で年金の分割が可能となるような仕組みを設けるべきである。

- 年金の分割には、受給権の発生した年金の年金額を分割する方法と、受給権の発生前も含め、保険料納付記録を分割し、分割を受ける者自身に「年金受給権」が発生する方法とが考えられる。

分割の有無及び分割割合等については、夫婦の合意により決定し、合意が得られない場合は、裁判所の審判等により決定するという考え方がある。

- 合意が得られない場合に、保険料納付記録（「年金受給権」）の分割を財産分与の一環として裁判上請求できることとするためには、配偶者が保険料納付記録（「年金受給権」）の分割請求権を有することとする必要がある。しかしながら、通常権利の分割と異なり、具体的に発生している権利を単純に分割するものではない保険料納付記録（「年金受給権」）の分割というものについて、民事上の権利として請求権を法的に与える根拠等について、なお整理すべき点が多い。また、裁判実務での対応についても体制整備等

の検討が必要とされる問題である。

次期改正では、合意に基づく保険料納付記録（「年金受給権」）の分割をまず導入することは必要であるが、分割の請求を裁判上できることとする点については、これらの点について引き続き検討していくことが適当である。

- 受給権発生後の年金については、保険料納付記録（「年金受給権」）の分割以外にも、年金法上の受給権保護規定（譲渡禁止規定等）を見直し、「年金額の分割」ができる仕組みの導入も併せて考えることが適当である。
- 分割は制度改正後の離婚に限るとしても、分割の対象となる「年金受給権」については改正前の婚姻期間を含めるべきである。
- 離婚の場合の年金分割あるいは第3号被保険者期間の年金分割だけでなく、共働き世帯などについての婚姻継続中の分割についても認めるべきであるとの意見があった。一方、そのような婚姻継続中の分割は、その必要性や夫婦間の財産関係についての他の社会制度との整理について問題が多いとの意見があった。

7. 被用者年金の一元化

- 公的年金制度の一元化については、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、関係者の合意を得つつ、21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐべきである。

なお、公的年金制度の安定化と公平化を図るため、被用者年金の統合を早期に実施すべきであるとの意見があった。

「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて(厚生労働省案)」の概要

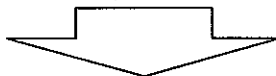
《改正の背景》

【平成12年改正で残された課題】

- 基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げ
- 厚生年金、国民年金の保険料引上げの凍結解除
- 女性と年金に関わる課題

【平成12年改正以降の社会経済の変化】

- 少子高齢化の一層の進行(平成14年新人口推計)
- ・現行の給付水準を維持した場合、最終的な保険料水準は、
 厚生年金: 現行の13.58%から22.8%(国庫負担1/2、1/3の場合は26.0%)に上昇
 国民年金: 現行の13,300円から20,000円(国庫負担1/2、1/3の場合は28,900円、いずれも平成16年度価格)に上昇
- 女性の社会進出、就業形態の多様化等、個人の生き方、働き方の多様化に柔軟に対応できることが更に要請



《改正の基本的考え方》

- 1 社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に対する信頼の確保
 ～現役世代の負担への配慮と公的年金にふさわしい水準の確保～
- 2 多様な生き方、働き方に対応し、より多くの者が能力を発揮できる社会につながる制度

《改正の具体的内容》

- 1 社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に対する信頼の確保
 ～現役世代の負担への配慮と公的年金にふさわしい水準の確保～

給付と負担の見直し

《現行》

- 5年ごとの財政再計算の際に、給付と負担を見直し
- 永久均衡方式

(負担)

- ・厚生年金 年収の13.58%(平成8年～)
- ・国民年金 13,300円(平成10年～)

(給付)

- ・現役世代の平均的な手取り年収の約6割(標準的な厚生年金(基礎年金を含む))

- 新規裁定者 : 一人当たり賃金伸び率 で改定
- 既裁定者 : 物価上昇率 で改定

(給付と負担の見直しに当たっての基本的課題)

- 基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げ
- 厚生年金、国民年金の保険料引上げの凍結解除

《厚生労働省案》

- 保険料水準固定方式と給付の自動調整の採用
- 有限均衡方式の導入
 (財政均衡期間を100年程度とし、最終年度(2100年)の積立金を給付費の1年分に抑制)
- (負担) 最終的な保険料水準は、
 ・厚生年金 20%に固定
 ・国民年金 17,000円台(平成16年度価格)に固定
- (給付)
 ・社会全体の保険料負担能力の伸びに見合うよう年金改定率(スライド率)を調整
 ※調整は名目額を下限とし、名目額は維持

- 新規裁定者: 1人当たり賃金伸び率 - スライド調整率 で改定
- 既裁定者: 物価上昇率 - スライド調整率 で改定
- スライド調整率
 公的年金被保険者数の減少率 + 平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)
 (2025年度までは平均0.9%)

- 高齢期の基本的な部分を支えるものとして、給付水準は50%を下限とし、50%から50%台半ばを確保

- 厚生年金の最終保険料率20%に固定
 →基準ケースで所得代替率54.7%[2013年以降]

2. 多様な生き方、働き方に対応し、より多くの者が能力を発揮できる社会につながる制度

在職老齢年金制度の見直し等(高齢者の就業と年金)

《現行》

- 60歳前半の在職者は、一律に年金の2割を支給停止
- 65歳から69歳までの在職者は、
 - ①被保険者として保険料を負担(退職時に年金額は改定)
 - ②賃金と厚生年金の合計額が高い場合は厚生年金の全部又は一部を支給停止
- 支給開始年齢は、男性は2025年まで、女性は2030年までの段階的な引上げが開始したばかり

《厚生労働省案》

- 60歳前半の在職者の年金の一律2割の支給停止の廃止
- 70歳以降の在職者も、65歳から69歳までの在職者と同様の取扱とする
- 65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度を導入(支給停止の効果は継続)
- さらに支給開始年齢を引き上げることは、今回改正では行わない

短時間労働者への厚生年金の適用拡大

《現行》

- 厚生年金の適用基準は、労働時間及び労働日数が「通常の労働者の概ね4分の3以上」
- 厚生年金の標準報酬の下限は98,000円

《厚生労働省案》

- 週所定労働時間20時間以上の者を基本に適用。適用に当たっては、産業・企業に与える影響等を踏まえて、経過措置など配慮
- 標準報酬の下限を引き下げて適用。被扶養配偶者の給付は行わない

次世代育成支援の拡充

《現行》

- 厚生年金被保険者について、育児休業中(1歳まで)の保険料を免除(労使分ともに)。給付算定上、育児休業取得前の標準報酬で保険料納付されたものとする取扱い

《厚生労働省案》

- 子が3歳に達するまでの間、
 - ①現行の育児休業中の保険料免除措置の拡充
 - ②勤務時間短縮等により標準報酬が低下した場合の年金額計算上の配慮措置(従前の標準報酬を適用)

女性と年金

《現行》

- 第3号被保険者制度により、第2号被保険者に扶養される配偶者(主に妻)の基礎年金は個人単位とされたが、報酬比例の給付は第2号被保険者(主に夫)名義
- 夫婦双方の年金受給額には開きがあり、離婚した女性の高齢期の所得水準が低くなる問題
- 現行の遺族年金制度は、
 - ①自分自身の保険料納付に基づく給付の全部又は一部が受けられなくなるなどの指摘
 - ②子のいない若齢期の遺族配偶者である女性は、遺族厚生年金を生計受給可能

《厚生労働省案》

- 個人単位での給付と負担の関係に向けた見直しとなる年金分割制度を導入
- 離婚時の厚生年金の分割(保険料納付記録の分割)の仕組みを設ける
- 遺族年金の見直し
 - ①自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、現行水準との差額を遺族年金として支給
 - ②子のいない若齢遺族配偶者への給付の有期化

障害年金の改善

《現行》

- 障害基礎年金と老齢厚生年金の併給はできず、障害を有しながら就労し保険料を納付したことが年金給付に結びつきにくい仕組み

《厚生労働省案》

- 障害基礎年金と老齢厚生年金の併給を可能とする(障害を有しながら就労したことを年金制度上評価する仕組みとする)

3. それ以外の事項

- 年金課税の見直し → 世代間・世代内の公平を考慮して見直し
- 国民年金保険料の徴収対策の強化
 - ・所得水準に応じた多段階免除制度の導入
 - ・単身世帯を中心とした免除基準の見直し
 - ・失業中などの若年者について、世帯主の所得にかかわらず保険料納付を猶予する仕組みの創設 等
- 年金制度の理解を深めるための取組 → 年金個人情報の定期的な通知、点数化して表示
- 第3号被保険者の特例届出の実施 → 過去の未届期間の救済
- 年金積立金の運用の在り方を見直し → 年金積立金運用の新たな仕組み等
- 企業年金の安定化と充実
 - ・厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除、厚生年金基金解散時の特例措置
 - ・確定給付企業年金制度等の給付建て制度のポータビリティの確保
 - ・確定拠出年金拠出限度額引上げ 等
 - [企業型(他の企業年金がない場合)3.6万円→6.6万円への引上げ等の税制改正要望]
- 福祉施設の見直し → 閣議決定等を踏まえた福祉施設の見直し

政府税制調査会 「平成 16 年度の税制改正に関する答申」(抄)
(平成 15 年 12 月)

二 個別税目の改正

今後、上記の考え方を基本に、「あるべき税制」の具体化に向けた改革に取り組む必要がある。その過程にある平成 16 年度税制改正においては、個別の税目について以下のように詳述する課題がある。あらかじめその考え方を要約すれば以下の通りである。

(3) 個人住民税均等割について、生計同一の妻に対する非課税措置の廃止、税率の引上げ及び人口段階に応じた税率区分の廃止を行うべきである。

1. 個人所得課税

(1) 検討の方向

・・・これまでのいくつかの答申において指摘してきたように、税負担の歪みを是正するためにも諸控除のあり方を見直し、課税ベースを拡大するとともに、大多数の納税者が低い税率の適用のみで済んでいるという主要国の中でも特異な税率構造を是正せねばならない。かかる観点から個人所得課税の改革を進め、財源調達機能や所得再分配機能の回復に取り組む必要がある。個人所得課税の改革にあたっては、まず、経済社会の構造変化に対応できず、結果として税負担の歪みや不公平を生じさせている諸制度を見直し、担税力に応じ、広く公平に負担を分かち合える税制を構築していくべきである。

(4) 個人住民税

均等割は、地方公共団体による様々な行政サービスの対価として、広く住民が地域社会の費用の一部を等しく分担するものであり、負担分任の性格を有する個人住民税の基礎的な部分である。しかしながら、均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻は、いくら所得を得ていても均等割が非課税とされる。課税の公平の観点から、この非課税措置を廃止すべきである。

さらに、均等割の税率は、これまでの国民所得や地方歳出等の推移と比較すると低い水準にとどまっており、その税率の引上げを図る必要がある。また、市町村の行政サービスは人口規模別に見ても格差がなくなってきており、市町村民税均等割における人口段階に応じた税率区分を廃止すべきである。

「平成16年度地方税制改正（案）要旨」（抄）
（平成15年12月）

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保するための「あるべき税制」の構築に向け、・・・次のとおり地方税制の改正を行うものとする。

第1 平成16年度税制改正の主要項目

2 個人住民税均等割について、次のとおり見直しを行う。

(1)市町村民税の均等割について、人口段階別の税率区分を廃止し、その税率を3,000円（年額）に統一する。

(2)個人住民税均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有する者に対する非課税措置を廃止する。

（注）上記の改正は平成17年度分以後の個人住民税について適用するが、上記の者に係る平成17年度分の個人住民税については、その税率を2分の1に軽減する。

第2 個人住民税

15 個人住民税所得割について、所得の金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に35万円（現行36万円）を加えた金額）以下の者を非課税とする。

また、個人住民税均等割の非課税基準を、35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に22万円（現行24万円）を加えた金額）とする。

個人住民税均等割の見直しについて

平成 16 年度税制改正案における個人住民税均等割の見直しについては、男女共同参画社会の形成の観点から、下記のように考える。

記

1. 本専門調査会においては、平成 14 年 12 月に「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システムに関する報告」において、配偶者控除及び配偶者特別控除制度を縮小、廃止するべきである旨を示し、また、個人住民税の均等割については、規定に明示的な男女差が存在することを指摘しているところである。さらに、政府税制調査会が本年 6 月にまとめた「少子・高齢社会における税制のあり方」においては、「配偶者に対する配慮のあり方としては、家事や子育て等の負担はどのような世帯形態でも生じる上、今後、共稼ぎの増加が見込まれるため、税制面で片稼ぎを一方的に優遇する措置を講じることは適当でない。」と指摘しているところである。
2. 今般の税制改正案において、個人住民税の均等割における規定に存在する男女差が撤廃されることは、男女共同参画の理念とおおむね合致する。
3. しかしながら、見直し後の均等割制度については、さらに次の 2 点が確保されることが必要であると考える。
 - (1) パートタイム労働者等の就業調整問題を悪化させることのないような制度・制度運営とすること。
 - (2) 均等割は、地域社会の費用の一部を住民が等しく分担する個人単位の税であるが、現行の均等割が非課税となる者の基準においては、個人でなく世帯の構成への配慮が大きく、控除対象配偶者等の数を含めているため、これらを有する者に比べ、パートで働いている配偶者等これらを有しない者の課税最低限が大幅に低くなる。個人単位の税としての性格を強めようとする今回の改正の考え方に沿った基準とすること。
4. なお、均等割を見直す一方で、配偶者控除を現状のまま残しておくことについては、上記 1. の指摘にもあるように、特定のライフスタイルを前提とした制度として、世帯の形態による不公平感を高め、就業への非中立性が残ることとなる。今後、中立性、公平性確保のため、国・地方税双方の配偶者控除の廃止に向けた見直しを、国民の負担への影響を考慮しつつ行うことが求められる。

平成15年度税制改正に関連した

「少子化対策の施策」の概要 厚生労働省

※ 平成15年11月19日の与党合意に基づき、国・地方を
通じて総額2,500億円の少子化対策の施策

1. 児童手当の充実

【平成16年度1,700億円、平成17年度以降2,000億円】

- ・ 支給対象年齢の引き上げ

(就学前→小学校第3学年修了まで)

- ・ 実施時期は平成16年4月1日～

- ・ 支給額 (現行と同じ)

(第1、2子 月額5,000円)

(第3子以降 月額10,000円)

2. その他の少子化対策

【500億円】

- ・ 地域における子育て支援事業の充実(273億円)

うち 文部科学省分 : 50億円

- ・ 児童虐待防止対策の充実 (112億円)
- ・ 不妊治療の経済的支援 (51億円)
- ・ 新たな小児慢性特定疾患対策の確立 (64億円)

3. 別途の少子化対策

【平成16年度のみ 300億円】

- ・ 待機児童解消緊急施設整備

厚生労働省分 (250億円)

- ・ 預かり保育機能強化(「親と子の育ちの場」緊急整備)

文部科学省分 (50億円)

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」

(平成 16 年 6 月 3 日閣議決定) (抄)

第 1 部 「重点強化期間」の主な改革

2. 「官の改革」の強化

(4) 包括的かつ抜本的な税制改革

- ・経済社会の活性化、持続可能な社会保障制度の確立、真の地方分権と行革の推進、基礎的財政収支の改善、グローバル化の下での競争力強化等の視点に立ち、「平成 16 年度与党税制改正大綱」(平成 15 年 12 月 17 日)も踏まえ、相互に関連する税制改革案を包括的かつ抜本的に検討し、重点強化期間内を目途に結論を得る。
- ・産業の競争力強化のための研究開発、設備投資減税の集中・重点化の効果を検証し、引き続き、今後の法人課税の在り方を税制改革の中で検討する。
- ・貯蓄から投資への流れを加速するため、金融所得に対する一体的課税について早期の実現を目指し、平成 16 年度中に検討を行う。併せて、納税者番号制度をはじめ納税環境整備を進める。

4. 「人間力」の抜本的強化

(1) 「人間力」強化のための戦略の検討

- ・少子高齢化社会の急速な到来等に対応するとともに、男女共同参画社会の実現を目指して、性別や年齢にかかわらず、仕事と生活のバランスをとりつつ、能力と意欲に応じて多様な働き方ができる環境を整備していく。

5. 「持続的な安全・安心」の確立

(1) 社会保障制度の総合的改革

(社会保障の一体的見直し)

- ・社会保障制度全般について、広く有識者の参加も得つつ、一体的な見直しを開始する。平成 16 年中に、社会保障制度の国民生活における基本的役割、その持続可能性、経済や雇用との関係、家族や地域社会の在り方を踏まえ、中期的な観点からの社会保障給付費の目標、税・保険料の負担や給付の在り方、公的に給付すべき範囲の在り方、各制度間の調整の在り方、制度運営の在り方等の課題についての論点整理を行い、重点強化期間内を目途に結論を得る。
- ・国民の利便性向上、事業効率化に向けて、保険料の徴収体制及び社会保険庁の在り方を見直す。
- ・社会保障制度を国民にとって分かりやすいものとするとともに、個々人に対する給付と負担についての情報開示・情報提供を徹底する。

(年金制度改革)

- ・制度に対する信頼を確保できるよう、国民一人一人の立場に立った運営を目指し、その見直しを進める。また、前述の社会保障制度全般についての一体的見直しにあわせて、体系の在り方について検討する。(中略)

(2) 少子化対策の充実

- ・人口減少の時代を目前に控え、家庭の役割を大切にし、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会を構築する。「少子化社会対策大綱」(平成 16 年 6 月 4 日閣議決定)に基づき、国の基本政策として少子化の流れを変えるための施策を強力に推進する。平成 16 年中に大綱の重点施策についての具体的実施計画を策定するとともに、高齢関係給付の比重が高い現在の社会保障制度の姿を見直す。また、保育については、児童の視点に立って、利用者の選択を機能させ、サービスの向上について施設間の競争を促す方向で情報公開、第三者評価等の施策を推進する。

年金制度改革の概要

(国民年金法等の一部を改正する法律)

2004 年 6 月

国民年金及び厚生年金関係

I. 改正の基本的な考え方

1. 社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に対する信頼の確保

- 将来の現役世代の負担を過重なものとしないようにするとともに、高齢期の生活を支える公的年金としてふさわしい給付水準を確保する。
- 社会経済の変動に柔軟に対応でき、頻繁に制度改革を繰り返す必要のない持続可能な制度とする。

2. 多様な生き方、働き方に対応した制度の構築

- 多様な生き方、働き方の選択に柔軟に対応できる仕組みとするとともに、就労等様々な形での貢献が年金制度上評価される仕組みとする。

II. 給付と負担の見直し

1. 基礎年金国庫負担割合の引上げ

- 基礎年金の国庫負担割合を本則上 2 分の 1 とする。(その道筋として、平成 16 (2004) 年度から引上げに着手し、平成 17 (2005) 年度及び平成 18 (2006) 年度に更に適切な水準へ引き上げるとともに、平成 21 (2009) 年度までに引上げを完了する。附則に所要の規定を整備。)

2. 財政検証の実施

- 少なくとも 5 年ごとに、年金財政の現況及びおおむね 100 年程度の間(財政均衡期間)にわたる年金財政の検証を行う。

3. 保険料水準固定方式の導入等

(保険料水準固定方式の導入)

- 厚生年金及び国民年金の将来の保険料水準を固定した上で、その収入の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組みとする。

(厚生年金の保険料)

- 厚生年金の保険料率は、平成 16 (2004) 年 10 月から毎年 0.354% ずつ引き上げ、平成 29 (2017) 年度以降は 18.30% とする。

(国民年金の保険料)

- 国民年金の保険料 (月額) は、平成 17 (2005) 年 4 月から毎年 280 円 (平成 16 年度価格) ずつ引き上げ、平成 29 (2017) 年度以降は 16,900 円 (平成 16 年度価格) とする。

(マクロ経済スライドの導入)

- 社会全体の保険料負担能力の伸びを年金改定率に反映させることで、給付水準を調整 (マクロ経済スライド) する。(ただし調整は名目額を下限とし、名目額は維持)

【マクロ経済スライド】

・新規裁定者の改定率：手取り賃金の伸び率 － スライド調整率

・既裁定者の改定率：物価の伸び率 － スライド調整率

＊スライド調整率：公的年金全体の被保険者数の減少 ＋ 平均的な年金受給期間 (平均余命) の伸びを勘案した一定率

- 標準的な厚生年金 (夫婦の基礎年金を含む) の世帯の給付水準は、少なくとも現役世代の平均的収入の 50% を上回るものとする。

Ⅲ. 多様な生き方、働き方に対応した制度の導入

1. 在職老齢年金制度の見直し等

- 60 歳台前半の被用者の在職老齢年金制度について、在職中の一律 2 割支給停止を廃止する。
- 70 歳以上の被用者の厚生年金給付については、60 歳台後半の被用者と同様、賃金と老齢厚生年金の合計額が現役男子被保険者の平均的収入を上回る場合には、老齢厚生年金の全部又は一部の支給停止を行う。(保険料負担は求めない。)
- 65 歳以降の老齢厚生年金について繰下げ制度を導入する。

2. 短時間労働者への厚生年金の適用拡大

- 就業形態の多様化の進展を踏まえ、被用者としての年金保障を充実する観点及び企業間における負担の公平を図る観点から、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響や雇用への影響などに配慮しつつ、企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、法施行後 5 年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講じられるものとする。

3. 次世代育成支援の拡充

- 子が 3 歳に達するまでの間、
 - ①育児休業期間について保険料を免除する。
 - ②勤務時間の短縮等により標準報酬が低下した場合には、年金額の計算上、低下前の標準報酬とみなす措置を講じる。

4. 女性と年金

(1) 第 3 号被保険者期間の厚生年金の分割

- 被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料については、被扶養配偶者と被保険者が共同して負担したものであることを基本的認識とする。

- 第3号被保険者期間（施行後の期間）については、離婚した場合又は分割を適用することが必要な事情があるものとして厚生労働省令で定める場合、その配偶者の厚生年金（保険料納付記録）の2分の1を分割できるものとする。

（2）離婚時の厚生年金の分割

- 離婚した場合の厚生年金については、配偶者の同意又は裁判所の決定があれば、分割できるものとする。（保険料納付記録につき、当事者双方の婚姻期間中の合計額の半分を上限）

（3）遺族年金制度の見直し

- 自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、従来の遺族給付との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みに改める。
- 子のいない30歳未満の遺族配偶者の遺族厚生年金を5年の有期給付とする。併せて、中高齢寡婦加算の支給対象については、夫死亡時40歳以上とする。

5. 障害年金の改善

- 障害基礎年金と老齢厚生年金又は遺族厚生年金の併給を可能とする。

IV. その他の改正事項

1. 国民年金保険料の徴収対策の強化

- 国民年金保険料の徴収について、所得に応じた多段階免除制度の導入、若年の就業困難者に対する納付猶予制度の導入、市町村からの必要な所得情報の取得を容易にすること等の制度的対応を行う。

2. 年金制度の理解を深めるための取組み

- 保険料納付実績や年金額の見込み等の年金個人情報をも被保険者に分かりやすい形で定期的に通知するものとする。（ポイント制）

3. 3号被保険者の特例届出

- 過去の第3号被保険者の未届期間について特例的に届出をすることができることとし、届出に係る期間は保険料納付済期間とする。

4. 物価スライド特例措置（1.7%分）の解消

- 過去3年分の物価スライドの特例措置（1.7%分）については、平成17（2005）年度以降、物価が上昇する状況の下で解消する。

5. 旧農林共済の特例年金の改正

- 旧農林共済の特例年金について、物価の下落状況を反映した額の改定等所要の改正を行う。

企業年金関係

1. 厚生年金基金の安定化

- 免除保険料の凍結を解除するとともに、分割納付、納付額の特例といった解散時の特例措置（3カ年の時限措置）を講じる。

2. 確定拠出年金の改善

- 拠出限度額の引上げを行う（政令事項）とともに、中途引出しの要件を緩和する。

3. 企業年金のポータビリティの向上

- 厚生年金基金、確定給付企業年金間で加入者の年金原資の資産移換を可能とする。この移換が困難な場合は、企業年金連合会（厚生年金基金連合会を改称）において年金として受給できる途を開く。また、厚生年金基金・確定給付企業年金から確定拠出年金への加入者の年金原資の資産移換を可能とする。

（照会先）年金局総務課（内線 3316）

わが国経済社会の構造変化の「実像」について ～「量」から「質」へ、そして「標準」から「多様」へ (政府税調基礎問題小委員会とりまとめ(平成16年6月22日))

「実像把握」の取組について

- 昨年10月の総理の「諮問」を受け、高度経済成長期及び1970年代半ば以降のわが国経済社会の構造変化の「実像把握」を実施。

(参考) 税制調査会に対する小泉総理の諮問(平成15年10月6日)

「あるべき税制の構築に向けた基本方針」及び「少子・高齢社会における税制のあり方」に示された基本的考え方を踏まえ、少子・高齢化やグローバル化等の大きな構造変化に直面しているわが国社会の現状及び将来を見据えつつ、社会共通の費用を広く公平に分ち合うとともに、持続的な経済社会の活性化を実現するため、あるべき税制の具体化に向けた審議を求める。

基本的視点

- 税制を新たな社会に相応しい姿に再構築するため、15年度及び16年度改正において、「あるべき税制」の構築に向けた広範な税目にわたる改革を実現。
- これを第一歩として、今後引き続き「あるべき税制」の具体化に向けた取組みを進めていくにあたっては、わが国経済社会についての「残像」を払拭し、その「実像」をより一層直視していくことが重要。
- 今般の「実像把握」の試みは、これまでの「あるべき税制」の構築に向けた取組みを一層推し進めていくための契機ともなりうるもの。

(参考) 有識者ヒアリング一覧

- 2月10日(火) **家族**
落合恵美子 京都大学大学院文学研究科教授
山田昌弘 東京学芸大学教育学部教授
- 2月27日(金) **就労**
樋口美雄 慶應義塾大学商学部教授
大久保幸夫 株式会社リクルート ワークス研究所 所長
- 3月16日(火) **価値観・ライフスタイル**
日戸浩之 ㈱野村総合研究所上級コンサルタント
関沢英彦 博報堂生活総合研究所所長 東京経済大学教授
野村浩子 ㈱日経ホーム 日経ウーマン編集長
- 3月30日(火) **分配**
大竹文雄 大阪大学社会経済研究所教授
佐藤俊樹 東京大学大学院総合文化研究科助教授
- 4月23日(金) **少子・高齢化(人口)**
津谷典子 慶應義塾大学経済学部教授
加藤久和 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部第一室長
- 4月27日(火) **グローバル化**
藤本隆宏 東京大学経済学部教授
梶田孝道 一橋大学大学院社会学研究科教授
山崎正和 東亜大学学長
- 5月14日(金) **環境**
倉阪秀史 千葉大学法経学部総合政策学科助教授
安岡善文 東京大学生産技術研究所副所長 東京大学教授
- 5月25日(火) **公共部門①**
加藤淳子 東京大学大学院法学政治学研究科教授
宮本太郎 北海道大学大学院法学研究科教授
山脇直司 東京大学大学院総合文化研究科教授
- 6月1日(火) **公共部門②**
武川正吾 東京大学大学院人文社会系研究科助教授
広井良典 千葉大学法経学部総合政策学科教授

〔 キーファクトー70年代半の「屈曲」 〕

1 今世紀日本は「人口減少社会・超高齢化社会」

- 人口減少社会への突入
- 超高齢化社会への変貌—「壮年中心の若い社会」から「成熟した長寿社会」へ
- 社会的な扶養力の弱まり—「3人で2人以上を養う社会」へ

2 「右肩上がり経済」の終焉

- 高度経済成長を支えた基礎的条件の消滅(人口ボーナスの消失、家計貯蓄率の低下等)
- 「量的拡大」志向の限界(潜在成長力の低下等)

3 家族のかたちの多様化

- 「夫婦と子どものみ世帯」の非標準化(単独世帯の増加)
- 標準的なライフコースの消滅
- ライフコースの不確実性の高まり—ケア機能の低下、「空の巣期」の長期化等

4 「日本型雇用慣行」のゆらぎと、働き方の多様化

- 雇用形態の多様化—「正規から非正規へ」、フリーターの増加
- 職業観の多様化—帰属意識の低下、専門性志向、余暇志向
- 会社を通じた雇用・生活保障機能の低下

5 価値観・ライフスタイルの多様化・多重化

- 「画一(一様性)」から「多様(多様性)」、「多重(多重性)」へ
- 選択の自由と寄らば大樹(「鳥の群れの行動様式」)
- 未来志向から現在志向へ

6 社会や「公共」に対する意識

- 社会貢献意識と他者への依存傾向
- 個人の主体的な「公共」への参加—「政府の公共」と「民間の公共」

7 分配構造の変化の兆し

- 均質化・流動化の動きが鈍化—1億総中流意識のゆらぎ
- 「機会の平等」志向

8 環境負荷の増大、多様化

- 「産業型」環境負荷から「グローバル」及び「都市生活型」環境負荷へ

9 グローバル化の進行

- モノ・資本・ノウハウなど多面的な相互依存関係の深化
- アジア地域との緊密化

10 深刻化する財政状況

- 問われる「持続可能性」

「量的拡大」から
「質の充実」へ

「標準」から「多様」へ

〔 視 点 〕

社会の新しいダイナミズム

- 「社会の活力」—技術革新、人的資本の充実
貯蓄の効率的活用 等
- 「真の意味での豊かさ」
- 「持続可能」な質の高い経済社会の実現

「選択の自由」と「責任」

- 「複線型」のライフコース
- 個人による自由で多様な選択を可能に

「機会の平等」志向

- 潜在能力の涵養、適切なセーフティネット
- 世代内・世代間の公平

グローバル化を活かす

- 海外の人材や資本の活用
- 日本の強み—ソフトパワー
- 「多様性」の尊重

社会及び公的部門の将来像

- 個人、家族等、公的部門の役割分担
- 公的部門に係る国民の受益と負担の在り方
- 「参加と選択」

引き続き「あるべき税制」の具体化に向け検討

- どのような形で国民一人一人が社会共通の費用を分担するかを考える必要。
- その際、個人のライフスタイルの多様化等が進む中で、所得・消費・資産等多様な課税ベースに適切な税負担を求めていくことが課題。